

市内郵便局と締結している市民生活の安全安心に関する協定に 高齢者の見守りに関する項目を追加します

平成28年度に本市と市内郵便局とで締結した、市民生活の安全安心に関する協定について、郵便配達中に高齢者等の異変等を発見した場合の情報提供に関する内容を追加します。

- 1 新規項目 高齢者等の異変等を発見した場合の情報提供
- 2 担当課 長寿包括ケア課
- 3 連携目的 市内の高齢者等の異変を速やかに発見し、適切な支援につなげることにより、住み慣れた地域で安心して生活できるまちづくりの推進に寄与すること
- 4 施行日 令和3年9月1日（水）

5 参 考

市内郵便局との「市民生活の安全安心に関する協定」について

本市と市内郵便局が積極的に協力し、市民生活の安全安心に資する活動を行うことにより、市民生活の一層の向上を図ることを目的とし、平成28年9月21日に協定を締結しました。

現在、「災害発生時における協力」「道路等の損傷等の情報提供」「危険家屋の情報提供」「不法投棄の情報提供」について、連携しています。

上記の連携内容について、令和元年度には16件、令和2年度には6件の報告をいただいております。今年度は12件の報告をいただいております。

本件に関するお問い合わせ先

【郵便局との連携に関すること】

政策推進課 政策連携係

担当者 卅崎→清野

電話 内線 / 3-514

直通 / 027-898-6003

【高齢者の見守りに関すること】

長寿包括ケア課 地域支援係

担当者 高橋→田村

電話 内線 / 6-273

直通 / 027-898-6275